

自己点検・自己評価報告書（2022年度）

令和5年4月1日時点

大阪観光ビジネス日本語学院生野校

本校は、法務省の告示を受けた日本語教育機関として、日本語教育機関の告示基準第1条第1項第18号に規定されている通り、教育水準の向上と、適切な業務運営を継続させる為、自己点検・自己評価項目を定めて、定期的に点検・評価することとした。

点検・評価項目については、一般財団法人日本語教育振興協会が推奨する「日本語教育機関のための自己点検・自己評価項目」を参考にしつつ、独自に修正を加えたものを採用した。

各項目の評価方法は、4段階評価（A～D）とし、適宜補足説明を加えている。

A：達成されている/適合している

B：ほぼ達成されているが、不十分なところがあり改善に取り組んでいる。

C：達成に向けて努力している。

D：達成されていない/必要性に気づいていなかった。

自己点検結果の公開

年1度実施する自己点検・自己評価の公開については、「大阪観光ビジネス日本語学院生野校令和4年度自己点検・自己評価結果報告書」として冊子にし、誰でも閲覧可能にする。また、本学院ホームページにおいても公開する。

日本語教育機関名： 大阪観光ビジネス日本語学院 生野校	
点検・評価項目	
理念・教育目標	
〈理念・ミッション〉 日本語教育を通して、日本語と日本文化を発信し、世界中の多くの人々との相互理解を深め、国際文化交流の促進と多文化共生社会の実現を目指し、世界平和に貢献できる人材を育成することを理念とします。	—
〈教育目標〉 日本社会、日本での生活に必要な日本語コミュニケーション能力を養う 大学、大学院、専門学校へ進学し、進学後の授業内容が理解できる日本語能力を見つける 学生生活、学生学習に対する生活指導を行う	—
〈育成する人材像〉 日本語教育により日本の文化や社会について造詣を深め、自分の将来を切り開いていく素養を身に着けた人材を育成することを目的としています。	—

1. 学校運営	
1.1 日本語教育機関の告示基準に適合している。	【 ○ 】
2. 入学者の募集	評価
2.1 教育内容を含む最新、かつ、正確な学校情報を開示している。これらは想定する入学志願者の理解できる言語で行うよう努めている。	Ⓐ B C D
2.2 海外の募集代理人（エージェント等）の行う募集活動が適切に行われていることを把握している。	Ⓐ B C D
3. 入学者選考	
3.1 入学者の選考に関し、学習能力、勉学意欲、経費支弁能力、日本語能力等について根拠資料で確認する等、適切な方法により確認している。	Ⓐ B C D
3.2 入学者の選考に当たっては、学校関係者（職員等）が面接等を行うよう努めている。	Ⓐ B C D
4. 納付金	
4.1 入学検定料、入学金、授業料その他納付金の金額、納付時期、納付方法、及び学費以外に入学後必要な費用を募集要項等に明記している。	Ⓐ B C D
4.2 関係諸法令に基づいた学費返還規程を定め公開している。	Ⓐ B C D
4.3 上記4. 1及び4. 2については入学志願者、在籍者及びその経費支弁者の理解できる言語で情報公開に努めている。	Ⓐ B C D
5. 学生支援	
5.1 日本社会を理解し、適応するための取組みを行っている。	Ⓐ B C D
5.2 進路指導を適切に行っている。	Ⓐ B C D
5.3 重篤な疾病や傷害のあった場合の対応を定めている。	Ⓐ B C D
5.4 入管法上の留意点について学生への伝達、指導等を定期的に行っている。	Ⓐ B C D
5.5 不法残留者、資格外活動違反者、犯罪関与者等を発生させないための取組みを継続的に行っている。	Ⓐ B C D
6. 教員	
6.1 校長、主任教員、専任教員及び非常勤教員の職務内容を明確に定めている。	Ⓐ B C D
6.2 教職員の教育力及び支援力強化のための研修等を実施すると共に、他機関の実施する研修会等への参加を促している。	Ⓐ B C D
6.3 教員評価を適切に行っている。	Ⓐ B C D
7. 教育活動	
7.1 理念・教育目標に合致したコースを設定し、カリキュラムを体系的に編成している。	Ⓐ B C D
7.2 授業開始前までに学習者の日本語能力を試験等で判定し、適切なクラス編成を行っている。	Ⓐ B C D

7.3 教員の能力、経験等を勘案し、適切な教員配置をしている。	Ⓐ B C D
7.4 授業記録簿等を備え、実施した授業を正確に記録している。	Ⓐ B C D
7.5 理解度、到達度の測定と評価を実施期間中に適切に行い、その結果を的確に学生に伝えている。	Ⓐ B C D
7.6 授業評価を含む教育活動の評価を定期的に行っている。	Ⓐ B C D
8. 教育施設	
8.1 教室内は十分な照度があり換気がなされていると共に、語学教育に必要な遮音がなされている。	Ⓐ B C D
8.2 授業時間外に自習できる部屋の確保に努めている。	Ⓐ B C D
8.3 法令上必要な設備等を備えている。	Ⓐ B C D
9. 安全・危機管理	
9.1 対象となる学生全員が国民健康保険に加入している。	Ⓐ B C D
9.2 感染症発生時の措置を定めている。	Ⓐ B C D
9.3 気象警報発令時の措置、災害発生時の避難方法等を定め、教職員及び学生に周知している。	Ⓐ B C D
10. 法令の遵守等	
10.1 法令遵守に関する担当者を定めている。	Ⓐ B C D
10.2 教職員のコンプライアンス意識を高めるための取組みを行っている。	Ⓐ B C D
10.3 個人情報保護のための対策をとっている。	Ⓐ B C D
10.4 入国管理局への届出、報告を遅滞なく行っている。	Ⓐ B C D